（施行日前請求手続に係る経過措置）

第三条　老齢厚生年金及び平成二十四年一元化法附則第六十五条退職共済年金に係る老齢厚生年金等施行日前請求手続については、この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程第百二十条の規定により読み替えられた公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第十一号）による改正後の厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三十条の規定の例による。

復興庁令

○復興庁令第一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十一条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　内閣総理大臣　安倍　晋三

東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等） **第二十二条**　（略） 2～4　（略） 5　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して九年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。 6～7　（略） 8　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して九年（当該指定の日が法の施行の日から平成二十九年三月三十一日までである場合には、十五年）を超えない範囲内で変更することができる。 9～12　（略）	（法第四十一条の規定による指定事業者の指定の申請手続等） **第二十二条**　（略） 2～4　（略） 5　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付に際し、指定の日から起算して八年を超えない範囲内において指定の有効期間を付するものとする。 6～7　（略） 8　認定地方公共団体は、第三項の規定による指定書の交付をした後であっても、前項の届出において第一項の申請書に記載された希望する指定の有効期間に変更があった場合は、その変更後の希望する指定の有効期間を考慮して、第五項の規定によって付した指定の有効期間を、第三項の規定による指定の日から起算して八年を超えない範囲内で変更することができる。 9～12　（略）

附　則

この庁令は、平成二十九年四月一日から施行する。

省　令

○総務省令第十六号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条（同法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の地方公務員等共済組合法第百六十七条第二項の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　総務大臣　山本　早苗

地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令

（地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の四の十一中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改める。

第十一条の十七第八号、第十一条の十八第八号、第十一条の二十第七号及び第十一条の二十一第七号中「同号ロ」を「同号ハ」に改める。

別表第一号表第一号表の一資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）借方の項中

『	未収返還金	』を
『	未達回送金	』を

改め、同表資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）貸方の項中

『	未払金	』を
『	未払費用	』を

改める。

附則別表第一資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）借方の項中

『	未収返還金	』を
『	未達回送金	』を

改め、同表資産、負債及び資本勘定科目（貸借対照表勘定科目）貸方の項中

『	未払金	』を
『	未払費用	』を

改める。

（地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年総務省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第一項中「平成二十八年度」を「平成二十九年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改め、同項第一号中「百分の二十二・六」を「百分の二十一・二」に改め、同項第二号及び第三号中「百分の四十一・〇」を「百分の三十九・七」に改め、同条第二項中「を平成二十八年四月一日」を「を平成二十九年四月一日」に改め、同項第一号及び第二号中「平成二十八年三月三十一日」を「平成